

(第一類 第十六号)

議院運営委員会議録 第四十七号

平成二十一年七月二日(木曜日)

午後零時七分開議

出席委員

委員長 小坂 憲次君

理事 小此木八郎君 理事 今井 宏君

理事 平沢 勝栄君 理事 渡辺 博道君

理事 高木 穀君 理事 小野寺五典君

理事 玄葉光一郎君 理事 渡辺 周君

理事 遠藤 乙彦君

あかも二郎君

大塚 高司君

亀岡 健民君

谷 公一君

若宮 健嗣君

高山 智司君

穀田 恵二君

近藤 洋介君

伊藤 渉君

西本 勝子君

河野 洋平君

駒崎 義弘君

長尾 孝弘君

横路 真君

事務総長 副議長

藤井 勇治君

西本 勝子君

佐々木憲昭君

日森 文尋君

保坂 展人君

補欠選任

藤井 勇治君

西本 勝子君

佐々木憲昭君

日森 文尋君

保坂 展人君

辞任

西本 勝子君

穀田 恵二君

日森 文尋君

本日の会議に付した案件

国立国会図書館法の一部を改正する法律案起草の件

国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程制定の件

本会議における議案の趣旨説明聴取の件

本日の本会議の議事等に関する件

○小坂委員長 これより会議を開きます。

まず、国立国会図書館法の一部改正の件、国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程制定の件についてあります。この件は、国会図書館運営小委員長から発言を求められておりますので、これを許します。玄葉光一郎君。

○玄葉委員 第一に、国立国会図書館法の一部改正の件でありますけれども、これは、国、地方公共団体、独立行政法人等の提供するインターネット資料がこれらの機関による国民への情報伝達の手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのインターネット資料を収集するための制度を設けようとするものであります。

この法律は、平成二十二年四月一日から施行することといたしておりますが、インターネット資料の収集のための複製に係る著作権法の一部改正もあわせて行うことといたしております。

第二に、国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程制定の件であります。が、これは、ただいま説明いたしましたインターネット資料の収集のための記録媒体への記録に必要な事項を定めるものであります。この規程につきましては、平成二十二年四月一日から施行することといたしております。

御承認のほど、お願い申し上げます。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程案

〔本号末尾に掲載〕

○小坂委員長 それでは、まず、国立国会図書館法の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決定いたしました。

次に、国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程制定の件につきましては、お手元に配付の案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決定いたしました。

○小坂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決定いたしました。

○小坂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決定いたしました。

○小坂委員長 次に、たゞいま本委員会提出とするに決定いたしました国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

○小坂委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決定いたしました。

議事日程 第三十号

平成二十一年七月二日

午後一時開議

第一 外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき

輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

第二 外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置

○小此木委員 動議を提出いたします。

葉梨康弘君外二名提出の政党助成法の一部を改

